

富山市景観まちづくり審議会の委員を募集します

募集期間 平成19年8月31日まで(必着)

富山市では美しい景観形成による表情豊かで魅力あるまちづくりを推進するため、「富山市景観まちづくり条例」を制定しております。このたび、条例に基づく施策や基準などの重要事項について審議していただく「富山市景観まちづくり審議会」の委員の一部を募集します。市民の皆様のご意見を幅広くお聞きし、より多くのご意見をこれからの施策に反映させるため、景観について関心を持ち、積極的にご意見を述べていただける方の応募をお待ちしております。

応募の条件

満20歳以上の市民の方で、平日、日中の会議に出席できる方(市の審議会などの委員をしている方は除きます)

募集人数

3名(公募以外の委員も含めた委員予定数は15名です)

応募者が多数の場合は抽選し、結果を書面でご案内します

抽選会は公開で行います(立会いは自由です)

抽選会日時 : 平成19年9月7日(金) 19:00から

場所 : 市役所東館6階601会議室

審議事項

- ・富山市景観まちづくり条例に定める事項(景観まちづくり推進区域の指定、景観まちづくり宝物の指定など)
- ・富山市屋外広告物条例に定める事項(禁止地域の指定・変更など)

任期

委嘱の日から2年間

開催回数

年間3~4回程度(1回の開催時間は2時間程度)

応募方法

郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、職業、応募の理由を書いて、持参、郵送、ファックスまたはEメールで**平成19年8月31日(金)まで**に都市計画課へ(持参の場合は総合行政センター建設課または産業建設課でも受付ます)

富山市都市整備部都市計画課都市景観係

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2106 FAX 076-443-2190

電子メール tosikeikaku-01@city.toyama.lg.jp